

## 令和5年第2回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和5年2月14日、午前10時から、市役所6階601・602会議室において、令和5年第2回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 出席委員は、次のとおりである。

今泉 浩史（教育長職務代理者）

吉田 伸幸

三戸 美代子

北川 英一

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 佐藤 知子

教育指導担当部長 岸 知聡

教育総務課長 長崎 健

学務課長 町田 義信

指導課長 高橋 達也

生涯学習課長 工藤 紀

学校給食課長 佐藤 由美子

図書館課長 久野 由人

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎

教育総務課教育総務係 加藤 綾子

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第2 会期の決定

(3) 日程第3 教育行政報告

(4) 日程第4 第3号議案

「稲城市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」

(5) 日程第5 第4号議案

「稲城市公立学校学区に関する規則の一部を改正する規則」

(6) 日程第6 第5号議案

「稲城市立南山小学校校舎及び稲城市南山小学校学童クラブ増築工事請負契約」

(7) 日程第7 第6号議案

「専決処分の承認を求めることについて（稲城市公立学校長の  
の服務について）」

教育長職務代理者 　ただ今から、令和5年第2回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

　それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。会議録署名委員については、指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

教育長職務代理者 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、北川委員にお願いいたします。

　次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

教育長職務代理者 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

　次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔教育行政報告〕

教育総務課長 　1　教育委員会後援名義について  
2　令和4年度稲城市教育委員会児童・生徒表彰審査会について  
3　学校開放事業について（1月分）

学務課長 　1　不登校による欠席児童・生徒数について（1月分）  
2　学校給食費未納者への電話督促（催告）について  
3　学校給食費未納者への督促状発付について  
4　令和4年度第2回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会について  
5　新型コロナウイルス感染症による稲城市立学校の学級閉鎖等の状況について  
6　インフルエンザによる稲城市立学校の学級閉鎖等の状況について  
7　令和4年度児童・生徒数、学級数（令和5年1月1日現在）について

指導課長 　1　担当者事業について  
2　推進事業について  
3　研修事業について  
4　その他について

5 教育センター関係について

- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
  - 2 社会教育活動の振興について
  - 3 芸術文化活動の振興について
  - 4 文化財の保護と普及について
  - 5 生涯学習推進事業について
  - 6 放課後子ども教室参加状況（12月分）について
  - 7 公民館主催事業の実施状況について
  - 8 iプラザの主な主催事業の実施状況について
  - 9 生涯学習課利用統計について（公民館令和5年1月分、iプラザ令和4年12月分）

- 学校給食課長
- 1 3学期の学校給食開始について
  - 2 国立市学校給食センター視察について
  - 3 学校給食アンケート実施について
  - 4 令和4年度第2回学校給食野菜に関する情報交換会について
  - 5 令和4年度第2回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会について（再掲）

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
  - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
  - 3 分館主催行事について
  - 4 城山体験学習館の主な事業について
  - 5 地域との連携について
  - 6 学校との連携について
  - 7 図書館の利用状況（令和5年1月）について

教育長職務代理者 教育行政報告が終わりました。

本日は議事進行の都合により、日程第5 第4号議案を先に行い、その後、日程第4 第3号議案、日程第6 第5号議案及び日程第7 第6号議案を行うことといたします。

それでは、日程第5 第4号議案「稲城市公立学校学区に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案につきましては、坂浜地区の住所整理事業における町界町名地番変更に伴い、稲城市公立学校学区に関する規則の一部を改正する必要があるため、提出するものです。

詳細につきましては、学務課長より説明いたします。

学務課長。

学務課長　それでは、稲城市公立学校学区に関する規則の一部を改正する規則についてご説明させていただきます。

第4号議案をお願いいたします。

先ほどご説明がありましたが、今回、坂浜地区の住所整理事業に伴いまして、町界町名地番変更が行われましたが、そちらの住所整理事業について初めにご説明させていただきたいんですが、資料の一番最後のページ、8ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらが住所変更手続きのしおりということで、住民向けのしおりになりますが、こちらに全体図が書いてありますので、今回資料として掲載させていただきました。

まず、緑に塗られた部分が対象地域でございますが、坂浜の京王線より南側、それから学園通りまでのエリアとなります。東側右手のほうから坂浜三丁目、四丁目、五丁目というような新しい新地番町名が整理されます。

また、下のほうですが、これに伴いまして、同時にこちらの尾根幹線の部分でございますが、長峰よりちょっと先に進みました若葉台公園の付近の尾根幹線の北側、ゴルフ場との境でございますが、こちら、若葉台一丁目へ編入という部分と、若葉台四丁目へ編入という部分が、今回整理されたところでございます。

今回、この学区に関する規則に関わるものとしては、こちらの下の若葉台一丁目へ編入という部分ですね。こちらに関するエリアが対象となっておりますので、それを踏まえてお聞きいただければというふうに思います。

それでは、資料のほう、6ページの新旧対照表のほうをご覧くださいませでしょうか。こちらに新旧ありますが、旧のほうの別表第1をご覧ください。

まず初めに、こちらの別表というものは各小中学校の区域を示したものでございます。稲城第二小学校のほうをご覧ください。

こちらにつきましては、稲城第二小学校の区域は坂浜全域、それから下のほう若葉台一丁目1から18、二丁目16から22がエリアですよということでございます。ただし、その真ん中の括弧書きの部分、坂浜の地番ですが、括弧書きの部分はそれぞれ書いてある学校の区域ですよということですから、こういう表示になっております。そのうちの下線が引いております、坂浜の2543番、それから2610から2616、こちら両方とも若葉台小学校のエリアとなりますが、この部分が今回の住所整理によりまして、若葉台一丁目へ編入されることによってこれを削除するというものでございます。またその下、若葉台小学校のほうをご覧ください。こちらにつきましても、若葉台小学校の区域として今説明したものの繰り返しとなりますが、坂浜2543、それから2610から2616については、若葉台小学校のエリアというような表

現をされておりますが、こちら下線部分につきましては、若葉台一丁目に編入されることによって削除するというものでございます。

続きまして、別表第2のほうをご覧ください。

こちら中学校のほうになりますが、同様に稲城第二中学校の部分でございしますが、坂浜の2543番、それから2610から2616、六中の学区となりますが、こちらにつきまして削除するものでございます。

7ページのほうご覧ください。

こちら今度、稲城第六中学校の記載でございしますが、こちらの坂浜2543、2610から2616につきまして同様に削除するというものでございます。

説明は以上でございます。

教育長職務代理者 以上で提案理由の詳細説明が終わりました。これより質疑をお願いいたします。

学務課長。

学務課長 ちょっと説明が申し遅れましたが、こちらの施行期日ですが、令和5年3月4日からとなります。それから、こちらのエリアにつきましては実際にこの地番変更によって、規則改正によって影響が出るという児童生徒はございません。追加をさせていただきます。

教育長職務代理者 では、質疑ですが、いかがでしょうか。

北川委員。

北川委員 二小ですが、これは地番が変わったというだけで、エリアが変わったわけではないということで大丈夫ですか。

教育長職務代理者 学務課長。

学務課長 そうですね。地番が変わったというだけであって、もともと若葉台小学校に通学している子は若葉台小学校で、若葉台小学校になると稲城第六中のエリアになるんですけれども、その部分の表現が変わったというだけでございます。

教育長職務代理者 ほかに。

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第4号議案「稲城市公立学校学区に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長職務代理者 挙手全員であります。よって、第4号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4 第3号議案「稲城市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、日程第6 第5号議案「稲城市立南山小学校校舎及び稲城市南山小学校学童クラブ増築工事請負契約」及び日程第7 第6号議案「専決処分の承認を求めることについて（稲城市公立学校長の服務について）」を議題といたします。

第3号議案及び第5号議案は議会提出案件、第6号議案は人事案件であることから非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長職務代理者 ご異議なしと認めます。よって、第3号議案、第5号議案及び第6号議案は非公開審議といたします。

これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※関係者（学務課長）以外の職員と傍聴者は退室する。

(これより第3号議案、第5号議案及び第6号議案は非公開審議)

---

(非公開審議は別紙)

---

(これにて第3号議案、第5号議案及び第6号議案の非公開審議は終了)

( 暫時休憩 )

※退室した職員が入室する。

教育長職務代理者 再開いたします。

これより、第3号議案「稲城市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長職務代理者 挙手全員であります。よって、第3号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第5号議案「稲城市立南山小学校校舎及び稲城市南山小学校学童クラブ増築工事請負契約」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長職務代理者 挙手全員であります。よって、第5号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第6号議案「専決処分の承認を求めることについて（稲城市公立学校長の服務について）」を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長職務代理者 挙手全員であります。よって、第6号議案は原案のとおり承認いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。

(午前10時58分閉会)